

## 対応説としてのカントの真理論

ゲアハルト・シェーンリヒ

要旨：「真理とは何であるか」という問いに対しては誰もがその回答として一つの「定義」を期待してよい。しかし、カント自身が考える定義の十分条件に照らして言うと、真理は定義されえず、ただ限定された意味で説明されうるにすぎない。本稿ではまずカントによる真理の説明としての「認識と対象の一致」（対応—直覚 *Korrespondenz-Intuition*）の曖昧さが際立たせられ、その曖昧さは、対応を事実 *Tatsache* に基づいて構想することにおいて取り除きうることが示される。そうした解決策の要点は経験判断における直観の役割を再構成することにある。

### 1. カントにおける真理への問い

『純粋理性批判』「超越論的原理論」第二部「超越論的論理学」の序論Ⅲの冒頭でカントは「真理とは何であるか」という「古くて有名な問い」を取り上げ、そこであっさり以下のように認めている。

「すなわち真理とは認識とその対象との一致であるという真理の名称説明が、ここでは与えられ、前提される。しかし、ひとが知りたいのは、各々の認識の真理の普遍的にして確実な基準はいかなるものかということである」（B 82）。

「真理とは何であるか」という問いの厳かな伝統に対する含蓄に富んだ指摘は、その問いを立てた者に対する素っ気ない扱いと不思議なコントラストを成している。というのも、その問いを立てた者が手に入れるのは、ほんらい回答として期待されるべき「名称説明」が「ここでは」与えられ前提されており、むしろ問題なのは真理の基準なのだという簡潔な回答だからである。G. プラウスが示したように<sup>1)</sup>、カントは「ここでは」という表現で『純粋理性批判』を指しているのではなく、古代の典型的な議論状況を指しているのであるが、それは、懐疑論者が論理学者を「窮地に」陥れるという議論状況のことである。論理学者が窮地に陥れられるというのは、論理学者がそ

の方法論的な観点のために初めから認識のあらゆる内容を捨象しているからである。しかし、たとえば「雪は白い」のような判断の真理基準が問われているとき、重要なのはこの内容のほうである。この判断の真理基準と、たとえば「草は緑である」という判断が真理であるかどうかを決定するために引き合いに出される基準とが異ならないなければならないということは明らかである。したがって、普遍的な真理基準を提示しようとする論理学者の試みは——控え目に判定しても——「不合理」(B 83)であることが判明するのである。自分の立てた不合理な問いに対して役に立たない回答を手に入れる軽率な質問者のよく知られた——哲学的にはそれほどセンセーショナルではない——話はここまでにして。

ところが、超越論哲学者にとって真理の「普遍的で確実な」基準への問いに回答が存在するかどうかという問いは、決して不合理ではなく、むしろ哲学的にきわめて刺激的である。とくに、超越論哲学者は〔真理の〕基準の問いに先行する「古くて有名な」〔真理とは〕何であるかという問いに対しても回答を持っているだろうか〔という問いも不合理ではない〕。どちらの問いに対しても読者はカントから回答を期待してよいはずである。というのは、〔真理〕基準の問いに対して言えば、カントが携わっているのは超越論的論理学であって、形式論理学のようにあらゆる「内容」を捨象するわけではない論理学だからである。また〔真理とは〕何であるかという問いに対して言えば、読者が一つの答えを期待してよいのは、カントが懐疑論者や論理学者とは異なり回答を断念しようとしなからである。少なくともカントは「認識とその対象との一致」(B 82)という真理の説明を絶えず〔読者に〕思い起こさせる (vgl. z. B. : B 236, B 296, B 670, B 844)。それにしても、そこではたんなる名目的定義以上のものが問題になっているのだろうか。真理基準の問いと真理とは何であるかという問いの差異を形作っているのは何だろうか。また二つの問いはどのように関連し合っているのだろうか。さしあたり、カントが真理基準と真理の定義との間に設けた区別だけは

---

1) Vgl. G. Prauss, Zum Wahrheitsproblem bei Kant, in G. Prauss (Hg.), *Kant. Zur Deutung seiner Theorie von Erkennen und Handeln*, Köln 1973, S. 73ff. Vgl. auch die auf diesen Aufsatz folgende Dabette: R. Stuhlmann-Laeisz, *Kants Logik. Eine Interpretation auf der Grundlage von Vorlesungen, veröffentlichten Werken und Nachlass*, Berlin 1976; H. Wagner, *Zu Kants Auffassung bezüglich des Verhältnisses zwischen Formal- und Transzendentallogik. Kritik der reinen Vernunft A 57-64/B 82-88*, in: *Kant-Studien*, Bd. 68 (1977), S. 71ff; G. Schönrich, *Kategorien und transzendente Argumentation*, Frankfurt a. M., 1981, S. 37ff. Neuere Literatur dazu: Th. Scheffer, *Kants Kriterium der Wahrheit. Anschauungsformen und Kategorien a priori in der ‚Kritik der reinen Vernunft‘*, Berlin/New York, 1993; R. Hiltcher, *Wahrheit und Reflexion. Eine transzendentalphilosophische Studie zum Wahrheitsbegriff bei Kant, dem frühen Fichte und Hegel*, Bonn 1998.

明らかである。

(1)真理基準への問いは、ある判断に真理という性質が認められうるために満たされなければならない諸条件を追究している。そのような諸条件をカントは「標識」ともあるいは「徴表」とも呼んでいる。徴表には、諸事物を、それが他の諸事物から区別されうるように性格づけるという機能がある。つまり、徴表は「認識根拠」(Logik Jäsche, Akad.-Ausgabe, IX, S. 58)である。いかなる概念もそれが使用されるときにはそのような徴表として作動し、あるいは部分概念としてそのような徴表を内容としている。カントの概念理論は、これらの徴表の区分の上に構築されている(vgl. Logik Jäsche, S. 58)。真理問題のコンテクストにおいては「必然的な徴表」と「十分な徴表」との区分が重要である。必然的な徴表をカントは「本質的〔徴表〕」とも名付けるが、それは、概念が当てはまる事物が現に存在するものでありうるために不可欠なものである。十分な徴表とはある事物を他の事物から区別するのに十分な徴表である(vgl. Logik Jäsche, S. 60)。これらのことを踏まえれば、ある判断が真であるために満たされなければならない諸条件は必然的でかつ同時に十分な徴表である。

それゆえ真理基準に関する問いは精確には以下ようになる。ある判断が真であるためには、(内容に関係づけられているがゆえに)特殊な必要十分条件が満たされなければならないが、その他にある判断が真でありうるために満たされなければならない普遍的な必要十分条件も存在するのか。この問いに対してカントの超越論哲学は実際に一つの回答をあたえようとしているし、与えることができている。ある判断は、それがそもそも真または偽でありうるためには、超越論的真理条件としてのカテゴリーのうちに表示されている諸条件を満たさなければならない。したがって、カテゴリーを適用して正しく形成されていない判断は真理差異をもたず、言い換えれば、真でも偽でもない。真理の普遍的な必要条件は判断が真理差異を持つための基準であり、したがって判断の「超越論的真理」(B 185)の基準である。言い換えると、真理の普遍的な必要条件は判断の超越論的真理にとって必要かつ十分であり、判断の経験的真理にとって十分ではないが、しかし、それでもたしかに必然的ではある。というのは、真理差異を持たない判断はおのずから真でもないからである。

したがって、われわれは真理基準への問いにおいて超越論的真理の次元と経験的真理の次元とを区別しなければならない<sup>2)</sup>。超越論的真理の次元では、あることがそもそも真または偽でありうるために、つまり真理差異を持ちうるために、いかなる諸条件が満たされなければならないか、という問いの答えが確立されるのに対して、経験的次元では、あることはいつ真と見なされ、いつ偽とみなされるのかが決定される。

2) G. プラウスは(vgl. ebd. S. 82f.)この点を明確に際立たせた。しかし、このテーマについての最近の諸研究ではこうした明確さは見られない。

(2)真理とは何かという問いの回答に関して言うと、カントにおいては絶えず「認識とその対象の一致」としての真理という決り文句が見出される。この定式的表現をさしあたり真理の「名称説明」と理解するならば、競合する他の回答—候補（たとえば整合性あるいは合意のような）の中から、真理の「対応—直覚」と呼ぶことのできる考えをカントは打ち出そうとしているのだ、とわれわれは解釈することができる。そうした対応—直覚ということによって、真理基準が対応という条件のようなものでなければならないということは含意されていない。真理とはそのその本質からして何であるのかという問いは原理的に、何を基準として真理が〔虚偽から〕識別されるのかという真理基準の問いとは独立である。経験的な諸判断の真理基準としてカントはあらゆる諸判断の間での整合性とあらゆる判断者の合意とを考えている（vgl. B 848f.）。以下で問題にするのは、超越論的次元での真理基準（それがどのようなものであれ）と対応—直覚との関係だけであるので、本稿では経験的判断の真理基準については考察しなくてもよいであろう。

普通、何であるかという問いに対して回答として期待されるのは一つの定義である。したがって、われわれは最初に、真理の「名称説明」は厳密な意味での定義であるのか、そもそも真理は定義されうるのか、と問うだろう。さらに、「対応」あるいは「一致」というキーワードでもって言い表されている直覚はその本質からいって何であるのかあるいはその直覚はいかなる含意を持っているのか、ということが明らかにされうるだろう。最後に、これらの考察を背景として真理基準への問いに対して回答を与えることが試みられる。

## 2. 真理概念を定義する企ての挫折

真理を定義しようとする人は、「真である」を説明すべき項〔定義する項 *definiens*〕が初めから定義されるべき項〔被定義項 *definiendum*〕の「真である」を前提しているように思われるという周知の困難と闘わなければならないだけではない。真理を定義しようとする人はそれだけでなく、より厳しい要求に応えなければならない。〔というのは、〕全ての説明がそれだけですでに定義であるわけではない〔からである〕。カントはこれらの困難を自覚していた。〔それでは、〕カントによって打ち出された定義一般にとっての十分条件、したがってまたとくに真理の定義にとっての十分条件とは何であるのか。

カントの概念理論は、定義を還元的な *reduktiv* 説明の仕方として理解すること、言い換えると、ある概念をそのうちに徴表として含まれているより根本的な諸概念へと引き戻すこととして理解することを思いつかせる。たとえば、「年若い職人」という概念は、「男性の」、「未婚の」、「結婚適齢の」などの徴表によって定義されうる。これら

の徴表はそれぞれ、年若い職人とは何であるか〔を認識するため〕の必要条件を与える。さらに、それらの徴表は（完全にリストアップされることになっているとすれば）全て一まとまりにされることによって、職人という身分を認識するのに十分でもあるような諸条件を形成する。

定義とは「説明」(B 758)の亜種 *Unterarten* であるが、それに関してカントは原則的に「名称説明 *Namenerklärung*」と「実在的説明 *Realerklärung*」を区別する。「名称説明」とはカントによれば、「たんに事象の名前を他のより理解しやすい語で置き換えるだけ」(B 756)であるが、「実在的説明」は問題になっている概念の「客観的実在性をも同時に」(A 242 Anm.) 明らかにしなければならない。ある概念が「客観的実在性」を有するのは、その概念が直観と関係していることが示される場合だけである (B 2f., B 267f. u. ö.)。つまり、実在的可能性は概念の論理的可能性を越えているのであるが、論理的可能性の証明にとっては概念内容の無矛盾性、つまり概念に含まれている徴表のたんなる無矛盾性だけで十分である。

対応一構想の枠内では、ある判断に関わっている諸概念の内容が話題になりうるのは、その概念の論理的可能性を越えて、その概念の直観との関係、つまりその概念の「客観的実在性」が主題化されているという意味においてのみである。したがって、対応一構想においては「実在的説明」だけが頼みの綱である。論究 *Exposition*・解明 *Explication*・表明 *Deklaration*・定義 *Definition*、という説明の四つの亜種をカントは区別しているが、それらの亜種のうち、論究と解明は「与えられた諸概念」に関して行なわれる〔説明〕方法 *Verfahren* を表わし、それに対して表明と定義は諸概念そのものを生み出す。表明は術語としての取り決めにおいて汲み尽くされるのに対して、定義は実際に四つの説明仕方のうちで最も要求の多いプログラムを追究する。

「定義するということは、この表現そのものが示している通り、もともと、ある事物の詳細な概念をその概念の限界内で根源的に提示するということだけを意味すべきである」(B 755)。

定義が要求するこうした側面には、カントも上のように言った後すぐに認めているように、いかなる経験的概念の定義の試みもおよそ適合しない。必然的な徴表に関するわれわれの知識がそのときどきの経験的な知識水準に依存していて、したがって決して「確実な限界の間に」(B 756) 存していない以上、そのような諸概念〔内容〕は決定されていないのである。カントが挙げている事例は「黄金」という概念である。化学の進歩とともにいくつかの徴表は取り除かれ、他の徴表が付け加わる。(カントが語っている概念の未決定性 *Offenheit* を概念の曖昧さと取り違えてはいけない。概念の曖昧さは、「山」あるいは「禿頭」の事例が教えてくれるように、〔概念の〕適用

基準にある程度の幅があることに起因する問題である)。それゆえ、経験的概念は解明されうるにすぎない。

アプリアリな概念もカントによれば厳密な定義の試みを受け付けない。アプリアリな概念においては「分解の詳細さ」が説明の方法であるが、それには疑わしさが残る。われわれは概念を分析するさいに必然的な徴表を見落とししたことがあるかもしれないではないか。だからこそカントはその箇所、われわれが説明のさいに「多面的に該当する事例」に頼り続けていること (B 756) を知らせるために注意深く論究という言葉を使っているのである。(厳密な意味での実在的定義はを行なうのは数学だけである。数学においてはある概念を生み出すことはその概念を直観において構成することと一致する)。

定義にとっての十分条件をカントは以下のように説明する。

「詳細さとは、徴表が明瞭で十分であることを意味する。限界とは、詳細な概念に含まれている以上のものが徴表には存在しないという精密さを意味する。しかし、根源的とは、この限界規定がどこから導き出されているのではなく、したがって証明を必要とするのでもないということの意味する。証明が必要だとしたならば、説明を自称しているものは対象に関する判断の先頭に立っていることができなくなるだろう」(B 755 Anm.)。

ある定義が十分に厳密であるのは、定義されるべき概念の必然的な徴表が定義によって

- (1) 明瞭かつ十分に示され、
  - (2) 徴表の限界内で、概念内容を完璧に形成しているものが厳密に証明され、
  - (3) 根本的なもの(つまり、他の徴表から導き出されないもの)として示されうる
- 場合だけである。

ところで、これらの諸要求は真理概念の定義にとって何を意味するのだろうか。

(1)に関して言えば、真理概念の徴表が明瞭かつ十分に示されうるかということの意味する。われわれがこれまでこの概念に関して知っていることは、その概念には「認識とその対象との一致」という徴表が含まれているということだけである。この〔認識と対象との一致という〕徴表が対応という概念でもって明瞭に把握されているだろうか。対応しているという事態は厳密にはどこに見出されるのだろうか。この点については今までのところまったく明瞭ではない。問題になっているのは、判断とその判断を真なる判断にする相関者との一対一対応 *ein-eindeutige Entsprechung* のことな

のか。それとも一対多 ein-mehrdeutige 対応のことなのか、または多対多 mehr-mehrdeutige 対応のことなのか。そして、判断との相関者はそもそも何であるのか。それは事物なのか、あるいは出来事なのか、それともある事実なのか。それが明らかにされうるとしたら、そのときはそのような徴表〔認識と対象との一致〕は必然的かつ十分な徴表という意味でも十分なのだろうか。

(2)に関して言えば、概念はカントによるとその徴表によって〔他の概念に対して〕個別化されている。二つの概念 F と G はそれらが同一の徴表（部分概念）を有している場合に、厳密に同一である。還元的定義の理念は、それ自体で必然的だと証明されている徴表がまとめられるとそれらの徴表はまた十分でもあると示すことに基づいている。そのことを見出すためには、全ての徴表が完璧に把握されていることがあらかじめ保証されなければならない。しかし、概念を徴表へと分解するプロセスはいつ完了するのか。そもそもそのプロセスを首尾よく終わらせる一つの基準を形成しうるためには、われわれはあらかじめ徴表の全体を知っていなければならない。しかし、それには疑わしさが付き纏う。全ての徴表を把握したとわれわれが確信してもよい場合にのみ、必要条件から十分条件への移行も為されうるのであろう。

(3)に関して、真理は明らかにアプリアリな概念である。スコラ哲学を念頭においてカントは真理概念を「超越論的述語」(B 113f.) に数え入れる。認識論的な観点から考えれば、われわれは、対象の認識を目指す判断、今のコンテキストでは経験判断とは何を意味するのかということを理解するために、すでにこの真理概念を必要とする。われわれは逆に、判断に使用されている概念の意味から、真理とは何であるかということを引き出すことはできない。この優先関係の特徴づけるためにカントは「超越論的真理」という言葉を使う。

確かに、ある概念がそのような仕方で根本的であるならば、その概念はもはやそれ以上根本的な諸概念に還元されることはありえない。しかし、それを要求するのが還元的定義というものなのである。

真理を対応として定義する可能性に関する問いに〔定義の〕十分性という基準を適用する試みは、さしあたりわれわれをがっかりさせる結果に終わった。「一致」とは何を意味しているべきであるかということからして曖昧である。必然的かつ十分な条件を提示するという意味での「十分さ」はリストアップされるべき徴表が完璧でなければならないという要求の前に挫折する。それゆえに、カントは定義されるべき概念が上手に使用されること——事例でもってその概念が真であると証明すること——を指摘することによって自らの要求を軽減する (B 756)。その結果、真理概念を説明することはその概念を論究することないしは解明することに制限されなければならない。ところでそうすると、真理は対応としてどのように十分に説明されうるのであろうか。これがさらなる問いである。

### 3. 対応という直覚

これまでのところ対応—直覚は、真なる判断はその対象と一致しているべきであるということしかわれわれに言っていない。この〔判断と対象の〕関係のうち判断の側面に対してのみわれわれはカントの分析を使用することができる。もう一方の側面に関しては、カントはこの意味を精確に規定するのに役立つ指摘をほとんどしていない。カントはいわゆる「観念論論駁」の叙述を第二版序文で訂正しているが、その訂正においてカントは〔私の諸表象に〕対応している相関者について、それは「あらゆる私の諸表象から区別された外的事物」(B XLI Aum.) でなければならない、と要求する。カントはその相関者を「私の外部で〔私の表象に〕対応しているもの」(B XXXIX Anm.) と呼び、さらに詳しく「したがって、あらゆる私の諸表象から区別された外的事物でなければならない持続的なもの」(B XLI) と記述している。

真理は、判断において結合している諸表象（諸概念と諸直観）にとって外的な現実性、またその意味で〔それら諸表象から〕独立な現実性の性質と〔判断と〕の対応として理解されうる。(1)独立性という徴表の他にカントは(2)相関者が直観と関係していることを強調している。持続的なものとは、「現象の」時間的「変易」において自らは変易せず、むしろ、同一であり続けるもののことである (B 224f.)。それは、外的対象が空間中に現存する仕方である。この条件にもとづくと、たとえば内的（主観的）諸対象だけでなく、直観とのそのような固有の関係を持たない諸対象は、真理差異を持つ判断の相関者〔の候補〕から除外される。カントが言っていないのは、(3)一致のものである。一致ということで〔或ること〕を真にする関係が理解されるべきであるとすれば、ある判断は(a)〔それに〕対応する何かによって、あるいは(b)対応するもの以上の何かによって真にされているのか、については決定されないままである。それとも、この関係はむしろ、(c)多くの判断が多くの対応する相関者によって真にされるというように理解されるべきなのだろうか。

より厳密な説明を初めて与えてくれるのはこの対応関係のもう一方の側面、つまり真理の担い手、すなわちカントにとっては判断<sup>3)</sup>である。ところで、判断とは何であるのか、より厳密に言えば経験判断とは何であるのか。

経験判断ということでカントは自らのうちに構造を持つ実在物を理解している。経

---

3) 真理の担い手の候補者は、文・確信・判断である。文に対してカントは懐疑的である。「ある人は特定の語の表象のある事象と結びつけ、他の人は別の事象と結びつける」(B 140)。確信はカントによれば実然的判断のある客観的根拠によって支持して真と見なす態度である (B 848)。したがって、判断、より厳密には経験判断こそが、カントにとって対応—直覚の意味における真理の担い手として問題になる唯一のものである。



験判断は基本的には——つまり定言的判断の場合には——二つの構成要素，つまり，二つの概念あるいは一つ概念と一つの直観から成り立っている（諸判断の結合から成り立っている仮言的判断と選言的判断はここでは考慮しないでおく）。経験判断はその対象との表象関係 Repräsentationsbeziehung のうちにその本質を有しているが、カントはその表象関係を「間接的認識」と語っている。

「どの判断の中にも，多くの諸概念に妥当する一つ概念が存在する。そして与えられた一つの表象もまたこの多くの諸概念の下で把握されている。そこでその与えられた表象は対象に直接的に関係づけられる。だからたとえば「あらゆる物体は分割可能である」という判断において，分割可能なものという概念は他のさまざまな諸概念に関係するが，この判断においては他の諸概念の中でとくに物体の概念に関係づけられているのである。しかし，物体の概念はわれわれに対して現れる特定の諸現象に関係づけられる」（B 93）。

判断を構成する諸要素はさまざまに異なった役割を果たす。主語概念——カントの事例では「物体」——は一つないしは多くの対象を指示する。「分割可能」といった述語概念はそこで指示されている対象に関するある一定の記述される内容を言い表している。基本的には主語概念の位置に一つの直観が立ち，この直観は言語表現の次元では「これ dies」というような指示機能を示す indexikalisch 表現によって表象される。つまり，「[一つの物体を指示する身振りをして]これは分割可能である」あるいは「[一本のバラを指示する身振りをして]これは赤い」というようにである。この大まかな分析からすでにわれわれの議論のコンテクストにとって話を先に進めるための三つの論点が確認される。

1. 判断は，その内容を形成する諸概念や諸直観と同様に精確に個別化されている。二つの判断が同一であるのは，それらの判断が同一の諸概念あるいは認知的に等価値の諸直観から成り立っているときだけである。
2. 判断とは「客観的に妥当する関係」（B 142）である。つまり，判断は，「それが与えられた諸認識を統覚の客観的統一へもたらす」という点において主観的關係と区別される。
3. 判断は諸対象の表象であり，その表象は諸対象に関する「内容 Inhalt」を伝達する。複数の対象への関係を有する諸表象——諸概念——も，単一の対象への関係を持つ諸表象——諸直観——も，どちらも「内容」を持つ。したがって，判断は合成された「内容」を示している。

ところで、「内容」とは何であるのか。諸概念はその内容をもつ。それは部分概念であり、カントはそれを徴表とも呼んでいる。より理解が困難なのは、諸直観の「内容」について語られる事柄である。直観は以下のような特徴によって概念と区別される<sup>4)</sup>。(1)感性 *Sinnlichkeit*。諸直観は感性的である。言い換えると、われわれの感覚器官によって条件づけられた諸表象である。(2)直接性 *Unmittelbarkeit*。諸直観は直接的な対象関係を有している。(3)対象への依存性 *Gegenstandsabhängigkeit*。諸直観は現存する諸対象を指し示す。(4)単一性 *Singularität*。諸直観は一つの対象にしか関係しない。

諸直観が与える「内容」とは何だろうか。私の前に停まっているこの消防自動車の塗装の直観を——私が「赤い」という述語表現を使用することを学んでいる限り——私はその記述される内容に応じて赤いと理解する。私が買おうとしている熟したトマトや赤いバラの直観に関しても事情は同じである。いわゆるクオリア、ここでは赤のクオリア *Rot-Qualia* において生じる *sich einstellen* 主観に固有の体験性格はここでは考慮しなくてよいだろう。経験判断において問題であるのは「現象の述語」、すなわち、「われわれの感官との関係において客観そのものに付与される述語、たとえばバラの赤い色あるいは香り…」(B 69f. Anm.) である。直観はそのような記述される内容を「われわれの感官との関係において」与えてくれる。

「われわれの感官との関係において」という補足が決定的な意味を持つ。というのは、記述される内容が言語表現の次元において述語概念のうちで表現されるとしても、直観内容はそれに対応する述語と単純に一致するわけではないからである。諸概念は直観とのあらゆる関係から切り離されても使用されうる。いくつかの概念はそれぞれどこか、直観との関係を全く持たないという意味で「空虚」である。カントはそのような諸概念に対して「客観的実在性」を認めない。ある概念が「客観的実在性」を持つのは、その概念が直観との関係を持つ場合である。その関係は、現実に確かめることのできる直観関係であろうと、認識の進展につれていずれ確かめられうるという意味で可能的な直観関係であろうとどちらでもよい。概念による述語表現は、現実に与えられている直観関係に対してであれ、可能的な直観関係に対してであれ、場所を確保する役割を果たす。したがって、概念による述語表現が「このバラは赤い」とか「もしかしたら地球外の理性的生物が存在するかもしれない」というような判断にとって

---

4) Vgl. R. Hanna, *Kant and the Foundation of Analytic Philosophy*, Oxford 2001, S. 195ff. ハナは第五の徴表としてさらに概念に対する直観の論理的優先性を挙げている。それについて批判的に言及するものとして、G. Schönrich, *Externalisierung des Geistes? Kants usualistische Repräsentationstheorie*, in D. H. Heidemann/K. Engelhard (Hgg.) *Warum Kant heute?*, Berlin 2004, S. 126-149.

の真理条件を確立するのである。

そのような真理条件はあらゆるコンテクストにおいて一定不変である。だからこそ消防自動車の塗装や熟したトマトあるいは「地球外の理性的生物」の直観「内容」は、その内容を伝達する直観の現れ *Anschauungsvorkommnisse* が絶えず異なっている、あるいは「地球外の理性的生物」の事例のようにまだ現れていないとしても、同一の内容として理解されうるのである。荷箱の中を捜しているときに飛び込んでくるトマトの直観の根底に存在する直観の現れは、レジで支払いをするときのトマトの直観の根底に存在する直観の現れとは異なっている。それにもかかわらず、「これは赤い」といった判断が下されるさまざまに異なったコンテクストにおいて同一の直観内容が表現されうるのである。

直観の現れ（トークン）の役割は、それが伝達する直観内容、つまり記述され概念的に把握可能な直観内容に指示機能を持たせる *indexikalieren* ことである<sup>5)</sup>。直観の現れにおいて〔直観内容に〕指示機能を持たせるのは、客観がある一定の仕方で与えられるその与えられ方に他ならない。しかも、その与えられ方は（「一番上の棚のトマト」といった〔場所を指定することによる〕特徴づけあるいは〔たとえば〕「カクテルトマト」といったクラス名辞によって）記述的にも同定的にも生じえず、それゆえ概念的—記述的には捉まえない。たしかに「これ」や「私」という表現も記述される内容を持っている。その内容は〔「これ」に対しては〕「指示されている方向に存在する対象」、そして〔「私」に対しては〕「この言表の話し手」という言い方で示すことができる。しかし、この表現が指示している対象はコンテクストに応じて異なる対象である。ある直観の現われによって指示されている対象の与えられ方は如何ともし難い仕方でコンテクストに依存している。なぜなら、このような指示機能を持つ構成要素は記述される内容に還元されえないからである。言表の話し手である「私」はまさにこの言表の話し手であり、「これ」という語によって指示される対象はまさにこの方向に見出される。カントが提示しているこのような還元不可能性の事例は直観的のみに為されうる左右の区別である（Vgl. *Prolog*, § 13）。

「客観的実在性」という表現がわれわれに与えられる直観との結び付きを含意しているとすると、その表現は、諸概念が客観的実在性をもつものとして示されるコンテクストの〔概念への〕還元不可能性をも含意している。概念の客観的実在性が問題なのだとなると、カントの概念理論を純粹に内包的に理解することはできない。〔しかし〕概念の客観的実在性をコンテクストにおいて示すことによって生じる外延化がどの程度まで達するのか、という問題はわれわれの議論の目的にとってここでは未決定

5) Vgl. G. Schönrich, ebd. S. 133ff.

にしておいてよい。〔むしろ〕ここで重要なのは、直観と概念から合成された判断内容は、その判断が下されるコンテクスト次第で変わることもありうるということだけである。「私は疲れている」という言表は、フリッツがそれを言うときとハンスがそれを言うときとで別々の内容を持つが、それと同じように直観の現れに条件づけられて、「これは赤い」という判断もそのつど別々の内容を持ちうる。〔もちろん〕トマトの事例——私が最初に棚で目にし、そのちょっと後にレジで目にした——が教えるように、「これは赤い」という判断がつねに異なる内容を持っている必要はない。〔たしかに〕棚での直観の現れはレジでの直観の現れとは別のものである。〔しかし〕この場合には変易する直観の現れにも関わらず判断の全内容は同一であり続ける。〔そこで〕ある判断における〔直観の現われの〕諸変数 *Varianz* に対して判断の全内容の定数 *Konstanz* を術語を用いて際立たせるとしたら、命題 *Proposition* という表現が役に立つ。棚のそばで下された「これは赤い」という判断において表現される命題はレジのところで〔下される「これは赤い」という判断において〕表現される命題と同じ命題である。しかしもちろん、消防車を目前にして「これ」や「赤い」という語で表現される命題とは同じ命題ではない。(カントの言う命題がはたしてまたどの程度まで、フレーゲが命題ということと理解している抽象的な諸対象と比較されうるか、ということとはここでは未決定のままにしておかなければならない)。

#### 4. 事態 *Sachverhalte* (事実 *Tatsache*) と超越論的真理

ここまで解明してきたことでもってわれわれには、「対応」ということである判断において表現されている命題と判断から独立のあるものとの間に生じている関係が理解されなければならないということが分かっている。概念と対象との対応は考察すべき問題から除外することができる。というのは、概念は可能な判断一般のための述語としてのみ認識機能を持ち、それに関して真理問題との関係を持つにすぎないからである。したがって、カントには二つの可能性が残る。

つまり、対応が成り立つのは、

- (1) 「このバラは赤い」あるいは「これは赤い」という判断の内容とその客観、つまり赤いバラとの間であるか、
- (2) 「このバラは赤い」あるいは「これは赤い」という判断の内容と、バラが赤いという事実との間であるか〔、のどちらかである〕。

一見すると、すべてのことが客観を根拠とした対応を支持しているように見える。客観を根拠とした対応が問題になるのは、判断において言表されることが、判断が言

表している対象と一致する場合である<sup>6)</sup>〔とされている〕。「認識とその対象との一致」という標準的な定式がこうした把握の仕方を思い浮かせるだけではない。カントが〔判断と〕対応するあるものを「外的事物」（B XLI）と特徴づけていることもこうした解釈を支持するように思われる。というのは、カントは「物体は重さをもつ」（B 142）という事例を、「それが言い表しているのは、これらの二つの表象〔物体と重さ〕は客観において、言い換えると主観の状態の違いに関係なく、結合しているのであって、たんに知覚において（それらの表象がどれほど繰り返されようと）集まっているだけではない、ということである」と説明するからである（B 142）。

客観を根拠とした対応—構想の難点は、不適切な単称名辞あるいはむしろ空虚な単称名辞の可能性が考慮されなければならない場合に明らかになる。〔この構想の枠内で〕何も問題が生じないのは、「バラ」という表現が誤って「赤い」という概念ではなく、たとえば「黄色い」という概念と結合されるというような場合だけである。しかし、関係づけられる対象がバラではなく、チューリップである場合には、その判断は〔超越論的に〕偽であり、真理値を持たないのだろうか。さらにこの〔客観を根拠にした対応—構想の〕問題は、夢や幻覚の場合のようにそもそも客観が存在していないようなときにはどのように答えられるのだろうか。さらなる難点が付け加わる。命題から全く独立している諸客観は「物自体」ということになるだろうが、物自体を指し示すことはできない。それならば、諸客観は命題を「真にするもの *Wahrmacher*」という役割をどのように果たすことができるのか。

事実を根拠にした対応—構想はこうした〔物自体という〕想定を避けることができる。というのは、事実は命題によって少なくともともに構成される実在物だからである。ただし、この構想は「独立性」という徴表が修正されなければならないという代償を払っている。さらに事実を根拠にした対応—構想は「一致」という多義的な徴表に関わる難点をも解決してくれる。事実 *p* が命題 *p* によって少なくともともに構成されているとすれば、一对多関係の問題はもはや生じない。というのは、事実の構成要素はこの〔命題が事実の一つの構成要素であるという〕観点においては命題の構成要素にほかならないである。

実際にはカントは、第一印象とは異なって、客観を根拠にしたいかなる対応—構想<sup>7)</sup>をも支持しておらず、むしろ事実に基づいた対応—構想を支持している。真理の資格を持つ実在の基本的な事例としてわれわれが規定したのは、定言的判断の内では表現される命題、たとえば「そのバラは赤い」、「その木は葉が茂っている」、「そのロウソクは真っ直ぐである」といった命題であった。〔判断に〕対応している外的事物のカント

6) Vgl. auch W. Kühne, *Conception of Truth*, Oxford 2003, S. 108.

7) Wie Kühne annimmt, vgl. ebd. S. 127.

による特徴づけを真剣に受け取るならば、つねに重要なのは、「観念論論駁」からの先の引用のコンテキストが示しているように、時間的に変易する状態変化において「持続的なもの」(B XLI)である。今はまだ赤く咲き誇っているバラもすぐに萎んで茶色くなるし、以前には小さな葉っぱしか付けていなかった木に今は葉が茂っているし、朝には日当たりのよい窓際に立ててあったロウソクは午後には曲がっている。客観とは、その「概念」において「一つの直観において与えられた多様なものが […] 一つに結び付けられる」(B 139) ものであるが、「現実存在の規定が […] 時間において」(B 219) 行なわれない間は、そうした客観は十分に規定されていない。「そのバラは赤い」とか「そのバラは茶色い」とかいう命題は、判断の中で行なわれる概念の付与が時間的に適合させられる場合にのみ、同一のバラとの関係において真でありうる。このようにして、「二つの対立する諸規定を有する同一の基体は現実存在するもの、したがって持続するものと」(B 233) 理解されうるのである。時間的に適合させられることなしには、「そのバラは赤くもあり茶色くもある」と言うことは、まったく矛盾していることになってしまうであろう。では、時間的に適合させられた概念付与とは、対応する何か或るものという構想にとって何を意味するのだろうか。

三つの可能性が考えられる<sup>8)</sup>。

- (1) われわれは、「赤い」「真っ直ぐ」などといった概念を時間と相関関係にある諸性質、すなわち、時間  $t_1$  において赤いこと、時間  $t_2$  において茶色いことなどと理解する。言い換えると、われわれは自分たちの概念による [対象] 理解あるいは述語による [対象] 理解を [そのつど] 修正しなければならないだろう [そのつど対象の概念規定が変わる]。
- (2) われわれは、バラやロウソクなどの諸対象の所与性が時間と相関関係にある、つまり、それらの諸対象は一つの時空世界のそのつど異なった部分的時間における所与であり、その時空世界の一部があるときは「赤い」、あるときは「茶色い」と見なされるのだと理解する [異なる時間ごとに異なる対象が存在する]。
- (3) われわれは、諸性質を持つことを時間との相関関係において理解する、すなわち、あるものが最初はある仕方では別のときは別の仕方では存在すると理解する。その場合にはわれわれは自分たちの素朴な事物—存在論を事態—存在論へと拡張しなければならないだろう。

---

8) Vgl. E. J. Lowe, *The Possibility of Metaphysics. Substance, Identity, and Time*, Oxford 1998 (Clarendon Press), S. 130; Sally Haslanger, *Persistence through Time*, in: M. J. Loux/D. W. Zimmermann (Hgg.), *The Oxford Handbook of Metaphysics*, Oxford 2003, S. 313–354, hier: S. 340

カントにとっては(1)も(2)も有効な戦略ではないことは明白であると言ってよいであろう。そうすると、カントに残されたのは(3)だけである。(3)において問題なのは、もはや単純に客観とその諸性質ではなく、一定の時間における客観を通して諸性質を持つことである。言い換えると、一定の時間における客観を通して特定の諸性質の具体的事例を示すこと（例証）である。諸性質そのものが時間によって触発されるのではなく、客観と性質の関係、すなわち、諸性質を持つことが時間によって触発されるのである。ロウソクが真っ直ぐであることはロウソクが曲がっていることとは別の事態である。真っ直ぐであることと曲がっていることは、それらが同一の客観に関係づけられているにもかかわらず対立しない。というのは、最初の事態〔真っ直ぐであること〕は朝に、第二の事態〔曲がっていること〕は午後に実現される、言い換えれば事実になるからである。

客観と性質の関係という論点を導入することによって、われわれは客観を根拠とした対応から事態ないし事実を根拠とした対応に移行した。カント哲学の枠組みの中では「事態」あるいは現実存在する事態、すなわち「事実」ということで何が理解されるべきであろうか。「経験の諸類推」でカントが実際に主題化しているのは単純に現象ではなく、諸現象の「現実存在 Dasein」であり、「諸現象の現実存在から見たそれら諸現象の相互関係 Verhältnis」(B 220) である。そのような関係は、すなわち相対関係 Relation である。ロウソクが真っ直ぐであること、〔一般に〕a が F であることは、a = ロウソクと F = 「真っ直ぐ」という性質の総計以上のことであり、a の現実存在と F の現実存在より以上のことである。、a が F である a ist F' という図式 Schema における「である ist」は a が F を例証している a instanziiert F ということの意味しているのである。

カントをたとえばアームストロング<sup>9)</sup> のような事態—存在論から区別するのは、例証は認識的な値を持つことがらであるというテーゼ、つまり、例証は判断する認識主観の働きだというテーゼである。もし、事態が a と F の総計以上のものとして性格づけられるとするならば、その余剰部分は目の前に広がっている世界の構成要素ではなく、概念的に記述される内容と直観内容とを一つの全体的内容に結びつける判断の総合機能である。目の前に広がっている構成要素は直観を通して与えられたものにすぎず、それらはわれわれに一つの a と一つの F とを提示するにすぎない。a と F の結合は見出されるのではなく、作られるのである。

9) D. M. Armstrong, A World of States of Affairs, Cambridge University Press, 1997, S. 113ff.

「事実」が現実存在する事態として特徴づけられ、その事態が一つの判断によって表現される命題を真にする〔真なる命題として作る〕のであるならば、「与えられるもの」、つまりわれわれの直観能力を触発する所与性は「真にするもの」の一部分であるにすぎない。aを通してFを例証するあるいはaにおいてFを具体的に例示するというのが「真にすること」の意味であり、それは判断に還元されるのであるが、そうした「真にすること」それ自体は世界の構成要素ではないのだから、判断は対応する相関者において一部分は判断自体が作ったものに関わっている。したがって、われわれがこの相関者に認めた「独立性」という標識は限定的にしか妥当しない。バラが赤いという事実はバラが赤いという命題と無関係には存在しない。ある事実に関係することはその事実と対応している命題を通して以外の仕方ではいかにして可能であるというのだろうか。事実が命題と無関係であるのは、その根底に存在する対応するものが命題から生み出されていない限りにおいてのことである。事実は命題から作られ、事物は質料から作られる。

キュネがフレーゲに依拠して表現しているように<sup>10)</sup>、ある命題が全体としてある事態の与えられ方であるならば、その与えられ方の内部で概念的に記述される与えられ方と直観の与えられ方がきちんと区別されなければならない。そうでなければ、こうした記述からの帰結に関して問題が生じる。というのは、命題が事態の与えられ方であるならば、真なる命題は事実の与えられ方であるからである。偽なる命題には明らかにいかなる事実も対応しないのだから、そうすると偽なる命題はたんに可能的な事実という意味の事態であるのか。〔真なる命題と偽なる命題の〕様相の違いはどこに置かれるべきであろうか。

カントは「客観的実在性」と「客観的妥当性」という術語をしばしば同義的に使用しており、それでもって、「客観的実在性」は事実に関係するが、それに対して「客観的妥当性」は可能的な事実の意味での事態に関係するという誤解を助長している。そうすると、R. ハナ<sup>11)</sup>に依拠して事態という術語の助けを借りて、以下の三つを区別することは容易に思いつかれる。

- a) 論理的に無矛盾的な概念形成。矛盾なく思考されうる全ての概念に事態が対応するわけではない。チョムスキーが挙げている「野原で寝ている緑の理念」という事例は論理的に無矛盾な概念結合であるが、その内容はカテゴリー的な諸規則に違反しておりそれゆえに事態として理解されえない。カテゴリーに従っ

10) Künne, ebd. S. 25.

11) R. Hanna, Kant and the Foundation of Analytic Philosophy, Oxford: Clarendon Press 2001, S. 86ff.



で適切に形成されているという意味では不可能な対象でも思考されうるのである。

- b) 事態の領域としての「客観的妥当性」の領域。事態は可能な諸性質を伴った絶対的に可能な諸客観である。この場合の基準は対応する命題がカテゴリー的に適切に形成されていることである。カテゴリーによって要求される直観関係もこの場合では、われわれ人間の直観においてではなく、（その所与が他の種類の感性的な直観であろうと超感性的な直観であろうと）何らかの直観における所与性を意味するにすぎない。
- c) 事実の領域としての「客観的実在性」この場合の基準は、対象とその性質がわれわれの直観においてカテゴリー的に適切に形成されていてかつ直観を通して与えられていることである。

しかし、このような区分はカントが念頭に置いていたものではない。ここで領域(b)と領域(c)を区別する基準として用いられているのは、明らかに思考可能な諸客観とその諸性質、すなわち、現実には存在しないが、カテゴリー的に（ただし図式化されていないカテゴリーの意味においてであるが）適切に形成されているがゆえに原理的には存在しうるであろう諸事態の間の様相的区別である。そうすると領域(c)は認識可能な現実的客観とその諸性質によって形成される。そのことは図式化されたカテゴリーの使用を前提している。こうした区分の問題性が明らかになるのは、直観関係に対する様相の諸カテゴリーの役割が考慮される時である。すでに示されたように、われわれは諸直観を直観の現れにおいてしか持ちえない。直観そのものではなく直観のトークンの性格、つまり直観の現れとの結びつきが「われわれの直観」の固有性と「客観的実在性」という概念の固有性を形成している。「客観的実在性」と「客観的妥当性」の境界線を引くために、超感性的直観を持っている存在者について語る必要はない。初めから直観の現れとの結びつきから開放される可能性があるような存在者ならば、もはや「客観的実在性」に制限されていないことになるであろう。そうすると、そのような存在者の直観の概念的に記述される内容はわれわれには認識によって捉えることができないであろう。そうした内容は、絶対的にコンテクストから逸脱したものとして、われわれにとって検証可能ないかなる意味をも失ってしまうであろう。神がそのような思考の主体として考えられるかもしれない。そのような神の思想の命題的内容は「これ」「ここ」あるいは「私」といった指示機構をもったいかなる関係をも表わさない。そうした命題的内容は、われわれの命題のように、直観の現れとそれ以上還元不可能な仕方では結びついていない。概念的に記述される内容は同一であり続けるにもかかわらず、われわれはそのような神によって思考された命題をわれわれの命題に移し変えることはできないであろう。したがって、これらの命題に対応する事態

はわれわれにとってまったく可能な事実ではないのである。

「可能な」と「現実存在する（現実的な）」との様相的な区別は「客観的実在性」の領域へと完全に移行する。可能的な諸事実も「客観的に実在的」である。カントは「月の住人」(B 521)の事例を援用している。カントが生きていた当時は、「もしかしたら月に理性的な生命体が存在するかもしれない」と言うことは真なる判断であった。現在ならば、「宇宙のどこかに地球外生命体が存在するかもしれない」とわれわれは言うだろう。このような判断は、「経験が進行する可能性をもっているかぎり、われわれはそうした生命体に遭遇できるかもしれない」ということを意味しているにすぎない。というのは、経験的な前進の諸法則に従って一つの知覚と脈絡づけられるすべてのものは、現実的だからである」(B 521) 事実 p が可能的事実であるのは、可能的世界が存在し、その世界では命題 p が事実 p によって真にされる場合だけである。

ただしカントにとって可能的な世界は認識的に捉えられる世界である。すなわち、原理的に認識によって到達可能な脈絡である。「脈絡」という表現はわれわれに固有な直観を指し示している。厳密に言うと、われわれの直観とその指示機能を持たせる働きが直観の現れと結びついていることを指し示している。絶対的に可能なものという概念は脈絡から逸脱した概念であり、カントの企ての枠組みの中では意味を持たない概念である。こうした強い制限の根拠は様相の諸カテゴリーの位置の中に探すことができる。様相の諸カテゴリーは、カントによれば、「それ自体に特殊なもの」を持っている。「それは、それらのカテゴリーは、それが述語として付与される概念を客観の規定としては少しも豊かにせず、むしろ、認識能力への関係を表現しているにすぎないということである」(B 266)。様相は概念的に記述される内容ではない。ある事態は、それが「現実的」あるいは「現実に存在している」という述語でもって「可能な」事態から区別されるということによって様相的に規定されるのではなく、その事態が脈絡づけられることによって、言い換えると、少なくとも原理的に到達可能な脈絡——その中で判断に対応する客観に対応する性質を例証する——が存在することによって、様相的に規定されるのである。可能性とは、少なくとも認識によって到達可能な脈絡の中に現実存在している事実に対して言われるのである。可能的事実は現実に存在する。ただ目の前に与えられた脈絡のうちに存在していないだけである。

## 5. 真理の対応—基準の有効性・無効性

〔こうして〕対応—直覚が真理とは何であるかという問いに対して有効であることがわかったが、真理基準の問いに対しては有効ではないことが分かる。真理基準はある判断が真である事例と、ある判断が偽である事例とを区別することに用いられる。偽である判断の事例は有意味な諸判断の領域、すなわち客観的実在性の領域へと移ら

なければならない。いかなる実在性が偽である判断に対応するのであろうか。それに答えるには、どのようにしてある判断はそもそも偽でありうるのかということの説明が必要である。カントの判断論の枠組みで語っているわれわれはここでは直観的に与えられる対象を伴った実然的な単称判断、たとえば「このバラは赤い」といったような判断に限定する。三つの場合が区別されうる。

- (1) バラが枯れてしまっていて、「赤い」という述語が「このバラ」という主語名辞の指示している対象に的中しない場合。この場合の誤りは付加語的機能のうちに見出される。
- (2) 「このバラ」という主語名辞がバラを指示するのではなく、たとえば赤いカーネーションを指示している場合。この場合の誤りは指示機能に見出される。
- (3) 知覚される領域にそもそも適切な対象が見出されない場合。つまり、赤いバラは夢に見られただけか幻覚として見られたにすぎない。

(1)と(2)の場合に関しては、与えられた脈絡にはそのバラが赤いという事実は全く存在しないということが当てはまる。真理基準の探究のためには事実を構成する要素が区別されて考察されなければならない。というのは、命題の記述される内容の中に保存されているあらゆる条件が、つまり主語概念の条件もまた満たされなければならないからである。ある判断が真であるのは、主語概念が指示する直観的所与が主語概念の記述される内容と一致し（対応し）、述語が主語概念の指示する対象の性質と一致する（対応する）ときである。

(3)の場合にはカント的な枠組みから逸脱する。その場合には、一致（対応）を語るための基盤が明らかに脱落しているからである。判断の対象になる赤いバラは目の前にある現実的な対象ではない。その赤いバラは「主観的実在性」しか持たない。しかしそれでもその赤いバラは「客観的実在性」の意味で、判断が一致することもあるいはしないこともありうる可能的な対象でありつづける。(1)と(2)の場合は経験的な誤謬のことが言われているのに対して、(3)の場合には超越論的な次元で何かが上手くいかなかったように思われる。

#### (a) 認識的議論

対応を真理基準と見なす解釈は——超越論的次元か経験的次元かに関係なく——カント解釈者の間では信頼を得ていない。しかも、カントが反実在論者の陣営に数え入れられるときにはとくにそうである。たいていカントの以下の議論が引き合いに出される。

真理は認識と対象との一致のうちにあると言われる。それゆえ、このたんなる名称説明に従えば、私の認識は、それが真と見なされるためには、客観と一致していなければならない。しかし、私は客観を私の認識と比較することができるのは、その客観を私が認識することによってであるにすぎない。こうして私の認識は自己自身を確証するが、しかしそれは真理のためには未だ十分ではない。というのは、客観は私の外部に存在し認識は私の内部に存在するからである。そうすると、私は、客観に関する私の認識が客観に関する私の認識と一致するかどうかを判定することができるにすぎない。説明におけるこのような循環を古代の人々は循環論法と呼んだ (Logik Jäsche, S. 50; vgl. KrV B83)。

経験的次元では上のカントの議論は、 $p$ ならば $x$ は厳密に真であるという図式に従って対応が基準として適用されることに該当する。たとえば、「ケルン大聖堂は二本の塔を持っている」という判断が真であるのは、ケルン大聖堂が二本の塔を持っているときである。純粹に認識的な議論としての狙いは、対応という基準が役に立たないことを証明することにある。対応—直覚の意味での真理が確認されるのは循環せずに、「ケルン大聖堂は二本の塔を持っている」という判断と客観、つまりケルン大聖堂の二本の塔そのものとの比較によってである。しかし、この客観をわれわれは判断と無関係に捉えることはできない。その客観は、私にはある認識の形式においてのみ与えられており、その認識の真理性は、最初の判断がその認識を基準として比較されることになる場合には、あらかじめ前提されているのである。それゆえカントは上の引用箇所では対応という基準を放棄し、整合性という基準を頼りにしているように見える。

超越論的次元での問題は、夢に見られたバラもカテゴリー的に適切に形成された対象であるという点にある。その対象は、夢における形成物としてその内容の点で客観的に実在的なバラと区別される必要はない。夢と現実の区別の問題においても、枠組みが十分に広く採られているならば、整合性が真理基準として受け継がれているように見える (vgl. Prolog § 13 Anm. III)。夢における形成物もあるいは幻覚によって垣間見られたものも確かにさしあたりは整合的でわれわれが頼りにしている経験的な合法性と一致していると見なされる。しかし、目が醒めた状態へと移行するとそのような一連の表象は途切れてしまう。つまり、夢の中の一連の表象は目が醒めた状態の表象の繋がりとは整合的ではない。ところが、カント自身は認識的議論をあまり重要視していない。カントにとってはの次の議論が前面に出ている。

#### (b) 意味論的議論

認識の内容に相当する性質としては、真理は個別の性質である。つまり、その性質は、対応する対象が異なればそれに応じて変化する。

真理が認識とその対象との一致のうちにあるならば、それによってこの対象は他のさまざまな諸対象から区別されなければならない。というのは、ある認識はそれが関係づけられる対象と一致しないならば、その認識がおそらくは他の諸対象に妥当するかもしれないようなあるものを含んでいようとも、偽だからである。ところで、真理の普遍的な基準というものがあるとすれば、それはあらゆる認識にその諸対象の区別なく妥当するようなものであることになろう。しかし、その基準においては認識のあらゆる内容（認識の客観との関係）が捨象されているのに真理はまさしくこの内容に関わるのだから、認識のこの内容の真理の徴表を問うのは全く不可能であり不合理だということ、したがって、真理の十分なしかし同時に普遍的な徴表を提示するのは不可能であるということ、そのことは明らかである（B 83）。

まず経験的次元に関して。真理基準が十分なものであるならば、その基準は普遍的ではありえず、反対に、真理基準が普遍的であるならば、その基準は十分なものではありえない。というのは、内容に関する基準への問いにおいては——カントによれば——「ある認識は、何らかの客観一般——それに関してはほんらい何も言われていない——とではなくまさしくそれが関係づけられる客観と一致するかどうかの問題だからである」（Logik Jäsche AA IX, 50f.）。したがって、「雪は白い」という判断は、その判断が雪に関係づけられ、雪の白さという性質によって真にされることによって真なる判断なのである。その判断の真理基準は「雪が白いときに「雪が白い」〔という判断〕は真である」によって表現されているが、しかし、「白い」という概念に関してはその真理基準は「白鳥が白いときに「白鳥は白い」〔という判断〕は真である」にも適用される。そして、それと類比的に「草が緑色であるときに「草は緑色である」〔という判断〕は真である」における真理基準も、「アマガエルが緑色であるときに「アマガエルは緑色である」〔という判断〕は真である」という事例が示すように、潜在的に無制限の適用事例を持つ。

雪だけでなく全ての白い対象は「白い」という徴表でもって同等に一致すると規定されるし、草だけでなく全ての緑色の対象が「緑色」という徴表でもって一致すると規定される。それゆえ、〔個々の判断を〕「真にするもの」の区別が求められているのだが、その区別のためには、そうした不確かな徴表では不十分である。さらに悪いことには、徴表の普遍性をあくまで要求する人は、同一の基準がある判断を真にし別の判断を偽にするということを受容することになるであろう。そうすると、たとえば「雪は緑色である」という判断は偽である。というのは、その判断はその判断の対象と一致しないからである。しかし、その判断は、たとえば草に妥当するものを含んでおり、それは——草に関係づけられて——「草は緑色である」といった判断を真にするので

ある。

こうした失敗からただ一つの結論が引き出される。すなわち、経験的真理に関しては、それが明らかに判断の個別の性質として選言的な性質を持つ<sup>12)</sup> という点で、対応を基準と見なす解釈は挫折するということである。

真理差異の超越論的次元では対応を基準と見なすとどのようなことが起こるのか。超越論的次元ではその基準の機能は諸判断に客観的実在性を付与するという点にある。ある判断は、判断の構成要素と実在性の構成要素が一致する場合に超越論的に真である<sup>13)</sup>。そのような基準は判断の構成要素において、真理差異を持つあらゆる判断に妥当し実在性の構造においても同様に妥当するアプリアリな構造が問題である限りにおいて、じっさいに普遍的であろう。(判断を下すこととしての) 経験の可能性の諸制約——カテゴリー——はもちろん経験の諸対象の可能性の諸制約であるべきなのである (B 197)。

しかし、こうした理解においては主観的実在性を客観的実在性から区別できない基準は有効ではない。客観的に実在的な対象の経験的な諸規定が主観的に実在的な対象の経験的諸規定からほとんど区別されないのと同様に、どちらの対象もそれらがカテゴリー的に適切に形成されているという点に関してもほとんど区別されない。夢や幻覚がときどきだけでもアプリアリな諸規則に従ってただで——それは明らかである——、対応を〔真理〕基準として理解することを無効にするのに十分である。ここでもまた対応基準は整合性基準といった他の基準の助けを必要とする。

対応を真理基準として適用するさいに困難さがあるからといって、対応—直覚の意味での真理の説明が影響を被るわけではない。そのことを思い起こせば、本論稿の成果はわれわれをそれほど不安にさせることはない。対応がどのように確認されるかという問題は、対応としての真理が何であるのかという問題とは〔論理的に〕無関係なのである。

(高畑祐人 訳)

12) 選言的性質の概念については、vgl. G. Sher, On the Possibility of a Substantial Theory of Truth, in: Syntese 117 (1999), 133-172, ここでは S. 139.

13) こうした提案をしているのは、R. ハナである。The Trouble with Truth in Kant's Theory of Meaning, in: History of Philosophy, Vol. 10 (1993), S. 9.